

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

所得区分

- 受診者の「世帯」の収入(所得区分)により1か月あたりの自己負担限度額が定められます。
- 本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族をいいます。
- 「世帯」の所得区分は、健康保険などの被用者保険では、被保険者本人の所得により認定されます。
国民健康保険または後期高齢者医療制度であれば、「世帯」内の被保険者全員の所得により認定されます。

市町村民税非課税			市町村民税課税		
生活保護世帯	収入80万9千円以下 非課税世帯Ⅰ	収入80万9千円超 非課税世帯Ⅱ	市町村民税(所得割) 3万3千円未満 (中間所得層Ⅰ)	市町村民税(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満 (中間所得層Ⅱ)	市町村民税(所得割) 23万5千円以上 (一定所得以上)
負担額 0円/月 (生保)	負担上限額 2,500円/月 (低1)	負担上限額 5,000円/月 (低2)	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外
			負担上限額 ※2 5,000円/月 (育成医療のみ)	負担上限額 ※2 10,000円/月 (育成医療のみ)	
			高額治療継続者(重度かつ継続) 負担上限額 5,000円/月	高額治療継続者(重度かつ継続) 負担上限額 10,000円/月	※1 負担上限額 20,000円/月

…令和9年3月31日までの経過的特例

- ※1 高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」)の方については、市町村民税の所得割の額が23万5千円以上の世帯に属する方も自立支援医療の対象とし、負担上限月額を2万円としている経過的特例
- ※2 育成医療の中間所得層(市町村民税所得割額が23万5千円未満)の方については、負担上限月額を市町村民税所得割3万3千円未満の世帯は5千円、市町村民税所得割3万3千円以上23万5千円未満の世帯は1万円としている経過的特例